

# 協働による里山再生事業実施要領

制定 令和5年8月17日第202300118361号  
鳥取県農林水産部長通知

## 第1 趣旨

この要領は、協働による里山再生事業費補助金交付要綱（令和5年8月17日第202300118361号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）に規定するもののほか、協働による里山再生事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

## 第2 里山整備構想

協働による里山再生事業を実施しようとする場合には、様式第1号により里山整備構想を作成し、事業計画一覧に添付し地方事務所（東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、西部総合事務所日野振興センター）の長へ提出すること。なお、作成にあたっては次の要件を満たすこと。

- （1）事業実施主体は、森林組合やNPO、大学等、地元の森林・林業に精通した地域住民以外の団体等と協働で里山整備構想を作成すること。
- （2）構想の対象区域は、住居実態がある住宅からおおむね1km以内に林縁が含まれる一団の林分とし、面的な広がりを持つ民有林（市町村による公的管理の森林及び分収林は除く）とする。

## 第3 事業の実施期間

1 構想における本補助事業実施期間は、継続して5年を限度として現地の状況等を踏まえて決定するものとする。

## 第4 事業実施の報告等

県は、必要に応じ、事業実施主体に対し、事業の遂行状況、事業後の効果及び管理状況等の報告を求めることができるものとする。

## 第5 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は、別に定めるものとする。

### 附 則

この要領は、令和5年8月17日から施行し、令和5年度事業から適用する。

〇〇〇里山整備構想

年 月 日

1 概要

区 分	内 容
プロジェクトの名称	
計画期間	年 ～ 年
構想作成者	
対 象 区 域	
<p>〇〇ha（人工林〇〇ha、天然生林〇〇ha、竹林〇〇ha、その他〇〇ha）</p> <p>※対象区域を示した図面を貼付けること</p>	

## 2 未来像

区 分	内 容
未 来 像	
課 題 ・ 問 題 点	

## 3 期間別の計画

区 分	内 容 ※実施内容、事業量、実施者を記載すること
第 1 期 間 (○～○年目)	
第 2 期 間 (○～○年目)	
第 3 期 間 (○年目以降)	

## 4 実施体制・役割分担

名 称 (代表者)	内 容	
	役割	
	強み	
	役割	
	強み	
	役割	
	強み	

## 5 土地所有者の同意

[ 同意済み 、 一部同意済み ( ) ]

※該当するものに○を付けること。一部同意済みの場合は、同意取得予定時期を括弧内に記載すること。